

開発行為における消防水利設置指導基準

(趣旨)

第1 この基準は、春日井市開発行為等に関する指導要綱第22条及び春日井市消防水利設置基準（以下「市設置基準」という。）第8の規定に基づく消防水利設置に関する協議について必要な事項を定めるものとする。

(消防水利の設置)

第2 消防水利は、次の表に掲げる開発面積に応じて消火栓及び耐震性防火水槽を設置すること。原則、設置した消防水利及びその用地は、春日井市（以下「市」という。）に帰属するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定消防水利として取扱うものとする。

- (1) 公道に面した位置に防火水槽を設置することができない場合
- (2) その他諸事情により帰属することが不相当であると消防長が認める場合

開発面積		設置する消防水利
住宅地	ア 3,000 m ² 以上 20,000 m ² 未満	耐震性防火水槽又は消火栓
	イ 20,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	耐震性防火水槽 1基以上
	ウ 50,000 m ² 以上	耐震性防火水槽 2基以上
外 上 記 以 上	エ 20,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	耐震性防火水槽 1基以上
	オ 50,000 m ² 以上	耐震性防火水槽 2基以上

備考

- ① 上表中アについては、開発面積を既設消防水利（指定消防水利を除く。）で包含することができる場合、消防水利の設置を免ずることができる。
- ② 上表中のイからオについて、開発面積を耐震性防火水槽で包含することを原則とするが、諸事情等により開発面積中に未包含部分が発生する場合については、既設消防水利（指定消防水利を除く。）で包含することとする。
- ③ 法第17条により消防用水が義務設置となる場合は、消防用水をもって開発行為等に伴う消防水利の設置を満たしたものとする。その場合、市へ帰属はしないこととし、設置した消防用水が市設置基準第3の要件を満たしている場合限り、指定消防水利として取扱うこととする。

(同意申請)

第3 開発者は、都市計画法第32条の規定に基づき、開発行為同意申請書(様式第1号)を消防長へ提出するものとする。

2 消防長は、前項に基づく同意申請書を承諾する場合は、開発行為同意書(様式第2号)を開発者へ交付するものとする。

(着工届)

第4 開発者は、協議に基づき防火水槽を設置しようとする場合は、着工の14日前までに防火水槽着工届(様式第3号)を消防長へ提出するものとする。

(完了検査)

第5 開発者は、消防水利の設置が完了した場合は、完了検査依頼書(様式第4号)を消防長へ提出し、消防本部の検査を受けるものとする。なお、防火水槽を設置した場合は、水張りから10日以降に検査を行うものとする。

(帰属)

第6 開発者は、完了検査においてその検査結果が良好であった場合は、帰属申請書(様式第5号)及び登記原因証明情報及び登記承諾書(様式第6号)を消防本部へ提出し、当該防火水槽及びその用地を公告の日の翌日において市へ帰属するものとする。

2 開発者は、前項に基づく帰属が困難な場合は、市設置基準第10に基づき、消防署長と指定消防水利に係る合意書(第1号様式)を取り交わし、消防水利として指定するものとする。

(その他)

第7 その他、消防水利の設置について問題等が発生した場合は、双方による協議の上、決定することとする。

附 則

この基準は、平成30年11月1日から運用する。

開発行為における消防水利設置指導基準フローチャート

